

平成 29 年 8 月 23 日

セコム医療システム株式会社との「看護師の特定行為研修」 に関する協定締結のお知らせと締結式の実施について

— 民間企業として国内初の指定研修機関との協定 —

放送大学学園（理事長：有川 節夫[ありかわ せつお]、本部：千葉県千葉市）は、民間企業として初めて看護師の特定行為研修の指定研修機関となったセコム医療システム株式会社（代表取締役社長：小松 淳[こまつ あつし]、東京都渋谷区）と、研修に関する連携協力について協定を締結いたします。このことを通じて、医療現場において高度な臨床実践能力を発揮し、チームのキーパーソンとして活躍できる看護師の育成に貢献できることを期待しております。

1. 「看護師の特定行為研修」について

超高齢社会へ向けたさらなる在宅医療等の推進を目的として、医師の判断を待たずに「特定行為」と定められた診療の補助（脱水時の点滴や人工呼吸器の調整など）を行う看護師を養成するために、厚生労働省が定めた制度です。

2. 今回の協定について

放送大学学園が運営する放送大学では、看護師の特定行為研修の共通科目のうち、講義・演習部分をオンライン授業（e-ラーニング）として開講し、インターネットを通じていつでもどこでも学べる環境を全国の看護師や医療機関の皆様へ提供しています。

ただし、この科目を特定行為研修とするには、厚生労働省が指定する研修機関を通じて受講する必要があります。

今回の協定は、8月に特定行為研修の指定研修機関として指定を受けたセコム医療システム株式会社の協力施設として科目を提供するものであり、同社では10月から開講されます。

なお、8月現在、放送大学は3つの指定研修機関の協力施設となっており、今回の協定は4機関目となります。

3. 締結式の実施について

今回の協定の締結式を以下の日程で実施いたします。

メディアの皆様による取材を歓迎いたします。

1. 日時： 平成29年9月1日（金）10：30～11：30
2. 会場： 放送大学東京文京学習センター（東京都文京区大塚3-29-1）
3. 出席者： ・セコム医療システム株式会社 代表取締役社長 小松 淳
・放送大学学園 理事長 有川節夫
4. 内容： 挨拶、協定の経緯説明、調印式、記念撮影

※取材については下記お問い合わせ先へ事前連絡をお願いいたします。

※一般の方の見学はできません。